

# 事務室より

## 学校徴収金について

石仏小学校では、教育活動に関する経費として、学級・教材費、積立金（宿泊行事・卒業関係積立金等）、PTA会費、給食費等を集金しています。これらの諸経費につきましては、年度当初に年間予算を立てて振替金額を決定し、毎月、定額での口座振替をしています。

口座振替することにより、児童が現金を学校に持ってくるという危険性を回避できますので、自動振替にご協力をお願いします。\*ただし、必要な費用について、実施時に別途徴収させていただきますことがあります。

取り扱い金融機関は、JA大阪南です。

### ◆令和2年度の振替日程と予定金額

PTA会費2口・牛乳ありの例です (円)

	振替日	1年	2年	3年	4年	5年	6年
5月 (2カ月分)	5/15	3,260	3,260	3,260	3,460	7,060	7,060
6月	6/2	5,450	5,450	5,550	5,650	7,550	7,550
7月	7/2	5,450	5,450	5,550	5,650	7,550	7,550
9月	9/2	5,450	5,450	5,550	5,650	7,550	7,550
10月	10/2	5,450	5,450	5,550	5,650	7,550	7,550
11月	11/2	5,450	5,450	5,550	5,650	7,550	7,550
12月	12/2	5,450	5,450	5,550	5,650	7,550	7,550
1月	1/4	5,450	5,450	5,550	5,650	7,550	7,550
2月	2/2	5,450	5,450	5,550	5,650	7,550	7,550
3月	3/2	調整月	調整月	調整月	調整月	調整月	調整月

- ・8月は集金しません。1年生の4月分給食費は日割り計算しています。
- ・今年度は4月5月両月の給食費は徴収していません。
- ・5月は、4・5月の2ヶ月分集金します。  
(また、日本スポーツ振興センター掛金460円も5月のみ集金します)
- ・学級・教材費、積立金、給食費については、3月で返金がないよう調整します。

### 令和元年度の毎月の徴収金額内訳 (円)

	給食費	PTA会費	学級・教材費	積立金	合計 (日本スポーツ振興センター掛金なしの場合)(6月以降)
1年	4,050	400	1,000		5,450
2年	4,050	400	1,000		5,450
3年	4,150	400	1,000		5,550
4年	4,150	400	1,100		5,650
5年	4,250	400	1,100	1,800	7,550
6年	4,250	400	1,200	1,700	7,550

- ・アレルギー等で牛乳を飲まない児童は、給食費が1か月あたり1000円減額されます。
- ・PTA会費は、1口200円、会員2名(保護者2名)の場合は、2口となり、400円になります。兄弟がいる場合、上の学年の児童で集めます。
- ・市から就学援助を受けられた場合は給食費、PTA会費、日本スポーツ振興センター掛金が免除され、その他、次ページの費目の援助費が支給されます。
- ・生活保護を受けている方はPTA会費、日本スポーツ振興センター掛金が免除となり、給食費等の援助費は国から支給されます。

## ※ もし、振替日に入金を忘れてしまったら…？

振替日に口座振替できなかった場合には、その月の中旬に未納金通知（学校徴収金についてのお知らせ）をお渡しして、現金徴収させていただきます。口座に入金されましても、再振替はできませんのでよろしくお願いいたします。

## ※ 口座の変更をしたいときは…？

「口座振替依頼書」の用紙をお渡ししますので、学校に提出してください。  
なお、変更には提出日より2ヶ月程かかります。

# 転校手続きについて

転居により校区外となる場合は、転校（転出）の手続きが必要となります。転出が決まった時には、できるだけ早く学校へ連絡してください。学校を出られる予定の日までの給食費、学級・教材費、積立金などの学校納入金の精算を行います。

＜転校（転出）の手続きは次のようになります＞



### 1,河内長野市役所の市民窓口課で住民異動（転出）の届け出をします。

- \* 届の受付は、
  - ・市外の場合、転居日の14日前から。
  - ・市内の場合、転居後14日以内です。（転居前の届出はできませんのでご注意ください。）
- \* 届を出すと、①「就学者異動通知書」と②「転出証明書」が市民窓口課で発行されます。

### 2,石仏小学校で転校の手続きをします。

- \* この時、①「就学者異動通知書」を提出してください。
- \* 石仏小学校では、③「在学証明書」と④「教科書給与証明書」をお渡しします。

### 3,転出先市役所(役場)で住民異動（転入）の手続きをします。

- \* この時、②「転出証明書」を提出してください。
- \* 窓口では、通学する学校を指定、もしくは教育委員会へ行くよう指示があります。  
⑤「就学校指定通知書」が発行されますので、転出先学校へ持参してください。

### 4,転出先学校で転入の手続きをします。

- \* この時、③「在学証明書」と④「教科書給与証明書」と⑤「就学校指定通知書」を一緒に提出してください。

※「教科書給与証明書」に基づき、石仏小学校で支給された教科書と違う発行者の教科書については、無償で給与されますが、同じ教科書については、支給されませんので、教科書は必ず全部持って転居してください。